

教職員の望む「働き方改革」・「多忙化解消」を進めよ！ 「教職員定数増」・「教員免許更新制廃止」を！

「次期教育基本計画」に期待する！ = 組合 =



発行所
三豊教育会館内
香教組三観支部
編集人情宣部
Tel. 0875-25-3761
http://www.niji.jp
/home/kazuo-t
/sankansibu/

7月29日、香教組三観支部（石川謹章支部長）は、香教委西部教育事務所（中西所長補佐）に、夏季休業中の勤務条件改善と多忙化解消等のための要求行動をいたしました。



要求書を手渡す石川支部長(左) 仲多度合同庁舎

健康第一。多忙化解消。NO.パワハラ。働きやすい職場づくりを！

審に諮問している。是非、廃止となるよう国へ働きかけて欲しい。

夏季休業中に関して、①（各教職員の求める）研修の保障、②休養の保障をお願いしたい。全ての教職員が、やりがいを持って働くことができるよう、現場の声を伝える。

☆☆適正な勤務のわりふりとは☆☆
ア 終始時刻とその間の休憩の配置をわりふるること。
イ 全員に（少なくとも当該職員）にわりふりを明示すること。
ウ ア・イは事前（少なくとも前日まで）に明示すること。



組合 夏休みの行事をもたない日が浸透してきていることは良いことである。更に、行事をもたない日の意義（多忙化解消・休養など）が徹底できるような関係機関を指導して欲しい。

「講師」には、特に自主研修の時間が十分保障されるよう、指導すること。

組合 香川県では、講師の先生が教員採用試験を受ける場合、「年休」扱いだが、他県では、「職免」扱いのところもあるようだ。そろそろ、「職免」扱いにならないものか。

組合 採用試験の日程が懇談会や終業式の忙しい時期と重なることがある。更に、日程への配慮をお願いしたい。また、ある校長は「この仕事は私がします。あなたは、採用試験の勉強に専念しなさい」

組合 ある学校では、職員が勤務時間外に延長された際、校外での用事のある教職員に対して、校長は「用事があるなら事前に言っておいて

組合 夏休みの行事をもたない日が浸透してきていることとは良いことである。更に、行事をもたない日の意義（多忙化解消・休養など）が徹底できるような関係機関を指導して欲しい。

組合 ある学校では、管理職が教職員に、「7時30分に来てください。」などと、勤務時間外の時間に業務の命令をしているようである。限定4項目以外の命令は、してはいけないことになっている。管理職が率先して、勤務時間の適

組合 ある学校では、「30分前行動」などと銘打って、管理職が勤務時間の適正管理を怠っていたと聞いた。今はそんな事例はないと思うが、今後適正管理ができるよう管理職の意識改革を指導して欲しい。

組合 ある学校では、職員が勤務時間外に延長された際、校外での用事のある教職員に対して、校長は「用事があるなら事前に言っておいて

組合 香川県では、講師の先生が教員採用試験を受ける場合、「年休」扱いだが、他県では、「職免」扱いのところもあるようだ。そろそろ、「職免」扱いにならないものか。

組合 ある学校では、職員が勤務時間外に延長された際、校外での用事のある教職員に対して、校長は「用事があるなら事前に言っておいて

組合 ある学校では、職員が勤務時間外に延長された際、校外での用事のある教職員に対して、校長は「用事があるなら事前に言っておいて

組合 ある学校では、職員が勤務時間外に延長された際、校外での用事のある教職員に対して、校長は「用事があるなら事前に言っておいて

組合 ある学校では、職員が勤務時間外に延長された際、校外での用事のある教職員に対して、校長は「用事があるなら事前に言っておいて

組合 ある学校では、職員が勤務時間外に延長された際、校外での用事のある教職員に対して、校長は「用事があるなら事前に言っておいて

組合 ある学校では、職員が勤務時間外に延長された際、校外での用事のある教職員に対して、校長は「用事があるなら事前に言っておいて

組合 ある学校では、職員が勤務時間外に延長された際、校外での用事のある教職員に対して、校長は「用事があるなら事前に言っておいて

ください」などと発言した。職員会が延長となること前提ではなく、事前に言っておくというのは無理であるし、勤務時間外の用事の内容に関して管理職が教職員に報告させることは適正な事なのか。校長の見識を疑いたくなる。どこの学校でもやっていると思うが、職員会が延びようとする際には管理職は、①用事のある人は帰ってくださいと指示する。②「わりふり」を出すことを告げる。この2点は責任を持って行うことが仕事である。

組合 コロナ禍の中、修学旅行を2学期に延期している学校が多いようだが、コロナ禍の状況は厳しく、賛否両論が渦巻き管理職は、その判断に苦慮しているようである。各学校だけに判断を任せるのではなく、県・西部教育事務所・市町教委等のレベルで基準を示すことはできないのか。（1学期に危険な状況の中、断行した学校もあったが、慎重な決断が望まれる。）

組合 「教員免許更新制」について、未更新による免許の失効問題や教育現場の過酷でブラックな現状による教員離れなど、深刻な問題である。

組合 ICT機器が導入されたが、「動作が遅い」「ファイルタリングが必要」「教員のスキル研修が必要」「担当者のレポート提出は負担」等、苦情も多い。ある学校では、不登校生徒の保護者からの要望で、オンライン授業を開設している。担当者の負担や保護者からの

